

令和7年度 講師派遣事業実施要項

1. 目 的

組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康づくりに関する講習会や研修会等（以下「講習会等」という。）に公立学校共済組合直営病院（以下「直営病院」という。）から講師として病院職員を派遣することで、組合員等の健康づくりに必要な知識等の提供を図る。

2. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 利用対象者

利用申込みができる者や団体（以下「利用対象者」という。）は、公立学校共済組合高知支部（以下「高知支部」という。）の組合員、所属所又は組合員で構成される団体とする。ただし、講習会等への参加者の過半数が組合員等である場合に限る。

4. 派遣講師

直営病院の病院職員（以下「講師」という。）とする。

5. 講演内容及び実施方法

- （1）講演内容は、別紙一覧「令和7年度 講演テーマ」のとおり。
- （2）実施方法は、会場集合型、オンライン形式又はオンデマンド形式（動画視聴）とする。ただし、直営病院ごと、講演テーマごとに対応できる実施方法は異なる。
- （3）会場集合型講演に付帯して個別相談を実施することができる。個別相談は対面で、かつ相談1件につき30分以上対応するものとする。

6. 利用申込時期

講師の派遣を希望する利用対象者（以下「利用申込者」という。）は、原則として、利用希望日の4か月前までに高知支部に別紙1「講師派遣事業利用申込書」により講師派遣の利用申込みを行い、日程及び実施内容について高知支部と調整する。

7. 利用申込結果通知

高知支部は、講師派遣の利用申込みを受けたときは、直営病院と調整を行い、原則として、利用希望日の3か月前までに利用対象者へ別紙2「講師派遣事業利用通知書」により利用申込結果について通知する。

8. 講師派遣費用

講師派遣に係る派遣料及び旅費は無料とする。その他、講習会等の諸費用は利用申込者の負担とする。

9. 実施結果の報告

利用申込者は、事業利用後14日以内に別紙3「講師派遣事業実施結果報告書」により高知支部へ講習会等の実施結果を報告する。

10. その他

利用申込者からの講師派遣依頼は、直営病院の体制及び実施時期等により応じられないことがある。